

平成24年5月31日

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）への資料提出について

東京電力福島原子力発電所における
事故調査・検証委員会

委員長 畑 村 洋太郎

当委員会は、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「国会事故調」といいます。）からの依頼を受け、本日、国会事故調に対し、当委員会が行った東京電力福島第一原子力発電所前所長の吉田昌郎氏のヒアリングの内容を記録した書面及び電磁的記録（以下「本件資料」といいます。）を提出しました。

当委員会は、これまで、責任追及を目的とした調査・検証は行わないこと、ヒアリングの相手方が不開示を希望する場合には、ヒアリングの記録は外部に開示しないことなどを前提に、任意の協力を得て、多数の関係者を対象に、ヒアリングその他の調査活動を行っています。非公開で行ったヒアリングの記録を外部に開示した場合、当委員会が当初から明らかにしている上記のような活動方針にもとるばかりでなく、ヒアリングの相手方との信頼関係が破壊され、新たなヒアリングの相手方からの協力も期待できなくなり、今後の調査活動に著しい支障を生じるほか、ヒアリングの記録には、ヒアリング対象者その他の関係者の名誉・プライバシー等に関わる事柄も記録されており、これらの権利・利益を侵害するおそれがあるなど、重大な問題が生じます。したがって、当委員会は、非公開で行ったヒアリングの記録は原則として外部に開示しないこととしています。今回の資料提出は、提出を必要とする特別の事情があったことに加え、上記のような問題は生じないと認められたことに基づく例外的な措置ですので、今回の資料提出についての当委員会の考え方を明らかにしておきます。

本件資料についての提出依頼に当たり、国会事故調からは、国会事故調の調

査において事故原因等を究明するには吉田氏に対するヒアリングが不可欠であるところ、同氏が長時間にわたるヒアリングに応じることが極めて困難な状況にあり、現時点においても今後についても、長時間にわたるヒアリングを実施できるとの見込みがないこと、また、同氏からは資料提出について同意を得ていることの説明がありました。

これに対し、当委員会が本件資料を国会事故調に提出した場合、それがどのように取り扱われるのかについて、当委員会から国会事故調に確認したところ、国会事故調から、①本件資料をヒアリングの相手方や関係者の責任追及のために使用することはないこと、②本件資料やこれに記録された情報は、国会事故調の内部において検討するにとどめて、非公表を原則とし、例外的に、報告書に記載して公表する場合は、個別に、吉田氏の事前の同意を得ること、③本件資料やこれに記録された情報を、例外的に、報告書に記載して公表する場合は、上記のとおり吉田氏の事前の同意を得るほか、同氏以外の第三者の権利・利益に与える影響についても慎重に検討することを文書でご回答いただきました。

そこで、当委員会は、国会事故調からの上記回答を前提に、改めて、吉田氏の意味確認を行ったところ、同氏は、国会事故調における資料の取扱いについてのいくつかの要望を述べたものの、国会事故調への資料の開示には異議がないと回答しました。

また、本件資料には、一部、東京電力から提供を受けた資料が引用されていたため、当委員会から東京電力にも意思確認を行いました。東京電力も、資料の取扱い（公開の有無等）については国会事故調に相談したいとしつつ、国会事故調への資料の開示には異議がないとのことでした。

そこで、当委員会は、国会事故調が東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（以下「法」といいます。）に基づき、福島原子力発電所事故の調査・検証を進めており、平成24年6月には調査結果を取りまとめる予定である中、事故当時、福島第一原子力発電所の所長として事故対処の中心にあった吉田氏が国会事故調のヒアリングに十分対応できないという特別の事情があることのほか、本件資料の取扱いに関する国会事故調からの回答の内容、当委員会による吉田氏及び東京電力からの意思確認の結果、さらに、国会事故調の資料提出依頼が法第12条第1項に定める法律上の権限を背景とするものであることなど

を踏まえて、当委員会において慎重に協議・検討した結果、今回の資料提出依頼については、例外的な取扱いを正当とする特段の事情があると判断し、国会事故調に対し、本件資料を提出することとしました。

ただし、当委員会は、吉田氏らの意思確認において示された要望や、第三者の権利・利益に十分ご配慮いただくべく、資料提出に際して、国会事故調に対し、①本件資料の取扱いについては、国会事故調からの回答書に記載されたところを遵守していただき、東京電力から相談の申入れがあった場合も真摯に対応していただくこと、②本件資料は、国会事故調において厳格に管理し、国会事故調による調査終了後は、複製物を含め当委員会に返却していただくこと、③吉田氏は、自己の供述の一部のみが断片的に取り上げられて評価されることを危惧しているので、この点に十分配慮していただくことを求めたところです。